

六国史における「御」という字の動詞用法について

吉野政治

はじめに

日本正格漢文を国語研究の資料として利用する方法が模索されている。本稿では、これを基本的には変体漢文と同様に何らかの日本語を漢字のみで表記したものであるという観点でとらえ、そこに現われてくる本来の用法から外れた漢字を通して、漢文和化の道をたどる資料として利用しようとする。六国史は平安初期以前の漢文文献としては最もよく纏ったものであり、中期以降にあらわれる公家の日記その他の持つ記録体的特徴の萌芽・成長の姿を窺うに好適の資料であると思うので、これを取りあげる。「御」という字を取りあげるのは、この字が和習の出易い敬語とかわり深いからであり、その動詞用法に限定するのは、「御」にかかわる従来の研究のほとんどが、敬語接頭辞用法についてのものであり、^①動詞用法について

纏ったものがないからである。

一

国語の中における「御」という漢字の役割を考察しようとする時、あらかじめ、この字の原義を知り、でき得ればそれから派生する意義や転義・借用義を系統づけておくことが必要となる。「御」の原義に諸説あるが、便宜的に藤堂明保氏の説によれば、「御」の原義および派生義などは次のように説明される。

御は、杵の象形文字である午などと同じ「単語家族」に入るものであって、もと曰で米をつき調理する動作を表わした動詞であった。すなわち、杵で穀物について柔らかくうちならすことや、堅い物や、いうことをきかぬ物を、制御して手なづけることを御とした。それがやがて、馬を調教してならす意味を派生し、「天下

を調和する」などの意味に拡大し、「統御」の意味を含むようになる。更に天下の統御者である天子の治世を「御宇」といい、その園池を「御苑」などと称するようになった。^②

この説明は従来多くとられてきた『説文』説「御、使馬也」に近く、また「御」の意義の半数を位置づけることができるようである。しかしなお「御」には「御、侍也」（『小爾雅』）など一群の謙讓の意味・用法があり、藤堂説ではそれらの位置づけはむしろかしく思われる。この謙讓の意味・用法は『角川新字源』（小川環樹・西田太郎・赤塚忠編）では原義用法として

もと、意符口（ひざまずく）と、意符牛（↓*）（むかえる意↓迂）とから成り、君主のそばに侍してその用をたす、またその人の意を表わしたが、馭（馬をあやつり進める）に通じて、すすめる意の往を加えることになった。のち、叩はすたれ、御が用いられている。

と説明されており、藤堂説系統に位置する意味・用法とは根本からその成立を異にするものと考えざるをえない。この藤堂説系統の意味・用法と『角川新字源』による一群の意味・用法とを対立したものとみるのは古くからあったようで、『塵袋』に

御ハカナラズカシヅク詞歟。車ヲ御スナド云フ如何。

と見えている。また『大言海』が「御す」を自動詞と他動詞とに分

六国史における「御」という字の動詞用法について

け、見出しを別にしたのも、結果からみれば同じになるのである。以上のことをふまえて、「御」について最も多くの意味・用法を掲げる『大漢和辞典』の項目を分類したのが次表「表1」である。藤

表 1

C			B		A							番号	分類
ハ	ロ	イ	2	1	7	6	5	4	3	2	1	意	義
(とき)(つま)	うかがふ つらねる いたす	のぞむ その場へゆく むかふ よる	すすめる 寢席にはべらせる	すすむ(そばめ) (近侍)(侍女)	はべる むかへる したがふ そばへゆく すすむ(そばめ) (侍妃)(そば仕への者)	(天子・諸侯の行為(や事物)をあがめて御といふ)	天子・諸侯の行為(や事物)をあがめて御といふ	をさめる すべる	つかさどる(つかさ) ひきふる	あやつる つかふ もちひる	馬をつかふ(馬をあつかひ車をやる術)やる (ぎょしゃ)	ならす おさへる ふせぐ とめる	
	他動詞	自動詞	他動詞	自動詞	他動詞							字	通用する主な項目番号
	陳致	臨嚮	進勸	侍遊			治	馭	馭	馭	衛		『大漢和辞典』の項目番号
26 28	23 24 25	20 21 22	12 16	15 13 14	18	17	5 7	6 27 8	10 11	1 2 9 3	4 19 1		

堂説をA系統とし、『角川新字源』説によるものをB系統、そのどちらに属するか判断のつかないものをCとする。

「表1」の意義の中で括弧でくくったものは動詞以外の用法であり、以下の考察の対象から除外するものである。動詞以外の用法のうち「A7」の「天子・諸侯に関する事物に冠する敬称」を除けば、他はすべて六国史では全く使われていない。

二一

「表1」にそって、六国史の動詞の用例を分類すれば次のようになる。テキストには『新訂増補国史大系』（普及版）を用いた。

- A 1 用例なし
- A 2 ①御^ミ紺馬^ニ而飛行、駕^ミ白象^ニ而遊戯。
(三代 實録 348頁・10行)
- A 3 ②稚媛^ノ(中略) 鈿花弗^レ御^ス 蘭澤無^レ加。
(日本後紀 370頁・7行)
- A 4 用例なし
- A 5 ③天照大神者可^レ以御^ス高天之原也。
(日本前紀 22頁・5行)
- A 6 ④明哲之御^ノ民者、懸鐘於門^ニ而觀^ス百姓之憂。
(日本後紀 227頁・1行)
- A 6 ⑤皇孫謂^ク姉爲^シ醜、不^レ御^シ而寵。姉有^レ國色^ニ引^レ而幸之。
(日本前紀 76頁・3行)
- ⑥吾高天原所御齋庭之穗
(日本前紀 75頁・1行)
- ⑦(神武帝) 還^リ以^テ所^レ御^ス天羽羽矢一隻及步靱、賜^シ示^シ於長髓彦。

- B 1 用例なし
- B 2 ⑧御孫尊所御^ス之船
(日本前紀 128頁・3行)
- ⑨握^シ鳳曆^ニ而登^リ極、御^シ龍圖^ニ、以^テ臨^シ機者
(日本前紀 249頁・1行)
- ⑩帝御^シ言^フ矢。一発中^ニ鵠。
(三代 實録 132頁・5行)
- ⑪權甚履米、憚^リ乎御^シ朽
(日本後紀 22頁・6行)
- ⑫以^テ吾高天原所御齋庭之穗、亦當^リ御^ス於吾兒。
(日本前紀 75頁・1行)
- ⑬嘗^テ于殯宮。此曰^ク御^ス青飯。
(日本後紀 395頁・4行)
- ⑭天皇御^ス大極殿、古人大兄侍焉。
(日本後紀 208頁・2行)
- ⑮天皇御^ス大殿、物部目大連侍焉。
(日本後紀 361頁・5行)
- C 1 用例なし

以上が『大漢和辞典』にあげられた中国側の意味・用法の分類に従うものであるが、これに宛てはめにくい用例が六国史にはある。これをDとし、そのうち自動詞をDイ、他動詞をDロとする。

- D イ ⑯皇太后遷^リ自^レ冷然院、御^ス於東宮。擬^シ還^ス五條宮、暫^ク御^ス大臣第。
(三代 實録 25頁・1行)
- ⑰遠居御所、行^フ政不^レ便。宜^ク御^ス近处。
(日本後紀 315頁・3行)
- ⑱天皇脱屣。御^ス閑之日。
(日本後紀 154頁・1行)
- D ロ ⑲往者、新羅海賊侵掠之日。差^シ遣^リ統領選士等、擬^シ令^テ追討。人皆懦弱、憚^リ不^レ肯行。於是調^シ發^シ俘囚^ニ、御^シ以^テ贖略。特張^リ意氣。

用例に付した訓のうち、日本書紀のものはテキストにある古訓を取っている。ただし④の訓は日本古典文学大系日本書紀によった。また、③と④及び⑭と⑮の「御」は同義であるが、訓が異なるので、ともに掲げた。日本書紀以外の用例に加えた訓は私訓であり、括弧でくくっているが、そのうち①は「類聚名義抄」(観智院本)「御」項の「ノル」を、⑭は「字鏡」(世尊寺本)「御」項の「セム」を参考で付訓したものである。

各用例の意味はそれぞれ次のように判断した。①は「馬を馭す」の意味。②は「ほどこす」の意味であろう。宮内庁書陵部所蔵の伴信友校合本日本書紀には、この「御」を「施之誤乎」とする由である。「和玉篇」にも見える「ツクロフ」という訓は、「苾花」(白粉)を「ほどこす」こと、即ち「化粧する」の意味になることからの意訳であろうと考えられる。なお、この「苾花弗御 蘭澤無加」の文辞は『文選』「洛神賦」中の「芳澤無加 鉛華弗御」を出典とするものであるという。③④は「統御する」の意味。⑤⑥⑦はそれぞれ「寵愛する」「召しあがる」「身に着けられる」の意味であるが、これらの意味・用法については『蔡邕独断』に「天子所_レ進曰_レ御、凡衣服加_ニ於身、飲食入_ニ於口、妃妾接_ニ於寝、皆曰_レ御」とあるのが参考となる。⑧は「(乗り物を) 乗り用いる」の意味である。掲げた

六国史における「御」という字の動詞用法について

例は船の場合であるが、「天皇下殿、御_レ輩而出」(統日 223・+8)を初出とする車駕の場合もある。この区別はしなかった。⑨は「持」の意味。⑩は「弓矢を射る」の意味。⑪の「御朽」は「くちた橋にのる」ことであり、おそれつつしむ意味に用いられる(『大漢和辞典』)。⑫⑬はそれぞれ訓のとおり「まかせる」「たてまつる」の意味である。⑭⑮は「いえます」の意味で、掲げた用例は公式の場に「出御・臨御」する場合であるが、続日本紀以降は、建物から建物へ「還御・移御・遷御・入御・転御・廻御・徒御」する場合にも使われている。⑯⑰⑱は、それぞれ「とどまり居る」「居る」「(情態に) 在る」の意味であると考えられる。⑮と⑯⑰⑱は同じく「オハシマス」の訓を持つが、⑮が往来を意味する動作態の用法であるのに対して、⑯⑰⑱は居・在を意味する存在態の用法であるという意味・用法上の相違があるのである。⑲は私訓のように「せめる」の意味に判断したが、「御以_レ膽略」の句は『三代格』では「御以_レ征略」となっており、あるいは考察の対象から除外すべきものかも知れない。

以上のような判断で用例を分類していった結果、それぞれの項の、六国史それぞれにおける用例数は次表「表Ⅱ」のようになった。

「表Ⅱ」の中で*印を付したものは、漢籍を出典としたもの(「A3」)と、漢籍を出典としたことが窺われるもの(「A5」)、また誤

表 II

C		B		A										分類番号						
ロ	イ	2	1	6					5	4	3	2	1							
	いでます	進め奉る		のりたまふ	弓矢を射たまふ	持ちたまふ	乗り物を乗り用いたまふ	身につけられる	召しあがる	寵愛する	統御する			ほどこす	馬を馱す			意	義	用例番号
	15⑭	13⑫		11	10	9	8	7	6	5	4③			2	1					
	18	2					1	1	3	3	27+1*			1*						日本書紀
	134					3					48									続日本紀
	29		2				3		1		1									日本後紀
	209					1	3				2									続日本後紀
	44										3									文徳実録
	454				2	2	9	1	5		10+1*				1					三代実録
0	888	2	0	2	2	6	16	2	9	3	93	0	1	1	0					合計

六国史における「御」という字の動詞用法について

字かと思われるもの〔Dロ〕である。

三

「御」の意味・用法の中国における拡がりを表わす「表I」と、六国史における拡がりを示す「表II」とを比べてみると、六国史では縮小した部分と拡大した部分とがあることに気がつく。A・B・Cでは、中国において多様に用いられる「御」が六国史では「統御する」(A5)と「いでます」(Cイ)の二用法にほぼ集中している。これが縮小の最も注目される点である。そのうち特に、中国の古い時代の文献に多く見られる原義用法「A1・B1」が六国史では全く見られないことは注目される。Dでは、中国では見られない居・在を意味する存在動詞用法「Dイ」が六国史にはあらわれている。これが拡大の最も注目される点だと思われる。

原義用法「A1・B1」が見えないことは、六国史にかぎらず、

合計	D			
	ロ せめる	イ		
		在る	居る	とどまり居る
	19	18	17	16
58			1	
186			1	
37			1	
218		2	1	
48			1	
496	1*		8	2
1043	1	2	13	2

10K

その編纂期前後の金石文・文献においても同様である。ところが、その当時すでに読まれていたはずの漢籍を見ると、『詩経』『邶風』『谷風』の「我有旨蓄」亦以御冬 宴爾新昏 以我御窮（毛伝「御、禦也」）など「A1」用法の例も多く、『書経』「五子之歌」の「御其母以從」（伝「御、侍也」）あるいは『詩経』召南「鵲巢」に「之子于歸 百兩御之」（鄭箋「御、迎也」）など「B1」用法の例も多い。従って、これらの意味・用法も早くから日本人の目に入っていたと考えられるが、果して漢籍や仏典を訓むための字書という性格を持つ『類聚名義抄』（以下引用は観智院本から）の「御」には「フセグ」という「A1」の訓が見え、また「サブラフ・ハンペリ」という「B1」の訓も見えている。このように原義用法も確かに日本に入ってきているのであり、しかも六国史及びその前後の金石文・文献にはその用例が全くあらわれて来ないのである。原義用法「A1・B1」に限らない。原義に近い他の用法でもその事情は同じである。「A2」用法では『詩経』邶風「大叔于田」の「叔善射忌又良御忌（又良く御す）」など多く、『名義抄』にも「ノル」の訓がある。「A3」用法では『名義抄』に「ツカフ・アツ」の訓があり、「A4」用法でも同じく「ツカサドル」の訓があるから、これらも中国漢文の訓として広く日本人に訓まれていたことがわかる。つまり、中国漢文の「A1・A2・A3・A4・B1」用法も

六国史における「御」という字の動詞用法について

早くから我が国に入ってきて来たのであるが、『三代実録』に「A2」の用例が一例、『日本書紀』に漢籍から引用された「A3」の用例が一例あるにすぎない。調査資料に乏しいので憶測になるが、これらのことから、あるいは漢字の用法が日本に入ってきたことと、実際に日本で使用するようになることは別問題であるということも考えてよいかもしれない。

このように、六国史及びその前後の金石文・文献において、「御」は原義から遠い意味・用法に限られているが、このことに関連して、更に六国史では、その動作の行為者が天皇に限られるということがある。六国史の動詞用法の「御」の全用例を、その行為者によって

表 III

行為者	六国史					
	日本書紀	統日本紀	日本後紀	統日本後紀	文徳実録	三代実録
神	11					
天皇	44	185	37	211	47	488
太上天皇				4		3
皇太子		1		2	1	2
皇太后				1		10
その他	2					3
行為者合計	58	186	37	218	48	496
						5
						11
						7
						7
						1002
						11

分類すると次表「表III」のようになった。「太上天皇」「皇太子」「皇太后」は、天皇に準じる立場の例としてよいだろうし、神代紀のみ見られる「神」の例も、皇祖天照大御神・皇孫瓊瓊杵尊・素戔

鳴尊・素盞鳴尊の子神・天照大御神と素盞鳴尊の誓約での子神であるので、天皇に準じる特別の用例と考えられる。「その他」の五例中四例は、『文選』を出典とする「松花弗御」の「稚媛」②、漢籍を参考とするらしい文辞中の「民を御める明哲」④・「世を御める明王」・「冠を御す百王」であり、厳密な意味で日本人の手になる文章とは言い難い。のこりの一例「敵を御る俘囚」⑩も誤写かと疑われるもので、これらを考察の対象から除くと、六国史の用例はすべて天皇と天皇に準じる者の行為に限って使われていることになるのである。つまり、六国史の動詞用法の「御」はすべて尊敬語と考えられることになる。ところが、中国では尊敬語用法は「A6」（表Ⅰ）のみであり、A系統他動詞用法の最も遅れて派生した特別用法であった。それが、六国史ではすべての意味・用法が尊敬語として使われるようになり、しかも天皇と天皇に準じる者に限って使用される。これは中国と日本の言語習慣及び国柄の違いも関係しているであろうし、さらに我が国の資料を官撰国史に限っていることも関係するかも知れない。それにしても、中国で天子・諸侯について用いる敬語であったものが、我が国では何故に天皇だけに用いる敬語になるのであるのか。その理由のひとつとして考えられることは、特に六国史においては、「御」に何らかの使用規制が設けられていたのではないかと言うことである。

「御」の動詞用法が、結果から見て、天皇の行為に限られていることは六国史以前のわずかの資料でも同じである。このうち古事記では、四六駢儷体で書かれた上表文（序文）に「飛鳥清原宮御」大八州^ニ天皇」また「皇帝陛下（中略）御紫宸而德被馬蹄之所^ニ極」と見えているが、変体漢文で書かれた本文には全く見えず、同様の意味の所では「坐岡本宮^ニ治^ニ天下^ニ之天皇」「坐纏向之日代宮^所知^ニ大八嶋国^ニ大帯日子^ニ淤斯呂和氣天皇」などのごとく「治」「所知」の字が使われ、あるいは「天皇坐御^ニ與床^ニ」などのように「坐」の字が宛てられている。このように正格漢文で書かれ、天皇に上表される公式文にのみ「御」があらわれることは、「御」がどのような意識のもとに使用されていたかを示すものとして注目される。

また、日本書紀成立以前の、動詞用法「御」は、初出の「檜前五百御宇天皇」（慶雲四年「威奈真人大村^ニ募誌」）をはじめ、ほとんどが天皇諡号中で「御宇」の形を取っている。この「御宇」の形を取るものが日本書紀の「御」全用例中最も多数を占めており（表Ⅱ）、統日本紀以降は各史書での使用比率が漸次減少していく。このことから、古くさかのぼるほど、動詞用法の「御」は「御宇」の形で天皇諡号中に用いられることが多かったと言えるのであるが、この天皇諡号中の「御宇」の用字は大宝二年に施行された大宝令によって、それ以前の「治天下」という用字にかわって新しく用いられたもの

であるという市川寛氏の説¹⁰が出されている。更にまた、これにかかわって現存公式令詔書式に

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞（義解謂以大事宣於蕃國使之辭也）

明神御宇天皇詔旨云々咸聞（義解謂以次事宣於蕃國使之辭也）

明神御大八洲天皇詔旨云々咸聞（義解謂用於朝廷大事之辭即位立皇后皇字及元日朝賀之類也）

などとなるが、六国史にはこの書式を踏まえて書かれた例が多く、大宝令の規程が六国史ではいまだ影響を及ぼしていると考えられる。

これらの事実から考えるに、「御謂斥至尊謂一人」（『令義解』卷七公式令闕字条）など、天皇后妃などに関する文字の書式に平出または闕字などの規程をも設けた公式令には、おそらく動詞用法の「御」を天皇及び天皇に準じる者にのみ用いる旨の規程が設けられていただろうと推測するのである。

六国史における動詞用法「御」の限定使用の実態には、以上の公式令の規程も関係していると思われる。

古代律令制のもつ様々な内部矛盾が露呈して来る中で平安遷都は挙行される。それは律令的な天皇専制の建直しをかけるものであったが、その実は藤原氏が秦氏と提携することによってみずからの支配体制を強化しようとするものであった¹¹。やがて藤原氏は摂関政治を実現することによって天皇から徐々に実権を奪い取っていく。日本後紀以降の史書において「A5」（表Ⅱ）の「統御する」意味

の用例が激減する理由の一つには、この天皇の実権被剝奪の問題が関係していると考えられる。日本後紀以降のこの用例のほとんどは宣命に出てくるものであり、前掲詔書式を踏まえた儀礼的なものにもすぎないものである。

こうして「A5」（表Ⅱ）用法が衰退したあと、他の用法はほぼ変化なく用いられるなかで、「Cイ」（表Ⅱ）の「いめます」の意味の用例は着実に増加してゆく。この用法は「マシマス」（用例⑭）の日本私記訓）とも「オハシマス」（用例⑮）の日本書紀図書寮本訓）とも、また「オホマシマス」（「御春日宮皇子」（統日387・+1）の本居宣長『歴朝詔詞解』訓）とも訓まれており、マス系・オハス系の訓を持つものと言えるが、用例の多くは「皇帝御天極殿受朝賀」（日本15・+4）とか「御南苑宴五位已上」（統日109・+4）など、天皇が朝廷儀式の場に臨御する場合や宮中儀礼の場に出御する場合にあらわれてくるものである。この朝廷儀式や宮中儀礼などの公的な場に「いめます」例は日本書紀では十一例、動詞用法「御」全用例の十九パーセントにすぎなかったが、日本後紀以降では同じく九〇パーセント以上を占めてくるようになる。宇内を統御する実権を剝奪された天皇は、あたかも朝廷儀式や宮中儀礼の場に「いめます」ことよってのみ、その権威を示すがごとくである。これは、日本後紀以降の各書が藤原氏の者の手でのみ撰修されていることと無関係で

はあるまい。

こうして、動詞用法の「御」がマス系・オハス系の和語で訓まれることが圧倒的に多くなつて来ると、その和語によって漢字「御」は新しい用法を派生することになった。同じオハス系の和語で訓まれる「Dイ」⑯⑰⑱が「居・在」の意味の存在態動詞として使われるのは、本来「往・来」の意味の動作態動詞「Cイ」⑭⑮の訓であるマス系・オハス系和語が、そのような存在態の意味も併せ持つことからの類推であろうと考えるのである。あるいは、この存在態動詞用法は『大漢和辞典』には見られないが、中国でも存在するかも知れないという疑いが持たれる。しかし、同じくマス系・オハス系の和語を訓とする「御」が、「夫人ノ懐ミ給ヘル所ノ太子、諸ノ善ク妙ナル相御ス」(『今昔物語集』一ノ二)、また「比女官依ニ惱氣御ニ参大内ニ退出」(『御堂関白記』長和四年七月廿三日)のように、所有の意味にも使われ出したり、「遙カノ底ニ叫フ音、髻ニ聞ユ。守ノ殿ハ御マシケリ」(『今昔物語集』二八―三八)のように、生存の意味にも使われ出してくる。これらも、マス系・オハス系の和語が、そのような意味をも併せ持つことから、それに導かれて派生した用法と考えられるのであり、これらを一連の現象として捉える方が自然に思われる。

このように、動作態動詞から存在態動詞が派生したのは、漢字を

主として和語を従とする関係が逆転して、和語主導になった結果であるが、更にこの和語が補助動詞としても使われることに導かれて「御」は、次のような日本独特の用法を持つに至つたと思われる。

中宮御心地只今頗六借御云々(『殿曆』康和三・九・廿三)
上皇御不例殊以重御云々(『玉葉』仁安二年・閏七・十四)

御心地無殊事御座。(『御堂関白記』寛弘九年・四・廿)

御惱極重、為他行心細久思御坐。(『御堂関白記』寛弘八年・六・

十四)

すなわち、六国史においてマス系・オハス系の和語を訓に持つ「御」が、圧倒的に多数を占めてくると、漢字「御」はその訓の主導によって、存在態動詞用法を生み出し、終には敬語補助動詞用法を派生するに至るのである。

まとめ

以上考察してきた結果を纏めれば次のようになる。

一、中国においては、多様な意味・用法を持つ動詞「御」が、日本ではそのうちの少数の意味・用法しか取り入れられていない。その上、六国史においては天皇と一部それに準じる立場の者に限って用いられている。これは他にも原因はあろうが、最終的にはそおらく大宝令により使用規程が設けられた結果

であろうと考えられる。

二、最初に多くあらわれた「統御する」という用法は、日本後紀以降衰退してゆき、一方「いでます」という用法が増加してゆく。これは、古代律令制の崩壊とともに、宇内を統御する実権が天皇から奪われてゆき、朝廷儀式や宮中儀礼の場に臨御することによって形式的にその権威を示すようになる外的政治状況を反映するものと思われる。

三、動詞の用例のほとんどがマス系・オハス系の訓で占められるようになると、この訓は漢字を主とし和語を従とする関係を逆転させ、新しい用法を生み出してゆく。すなわち「留・居・在・所有・生存」などの存在態動詞用法を派生し、さらに敬語補助動詞用法を持つに至るのである。

おわりに

従来ほとんど国語研究の資料として利用されることのなかった正格日本漢文も、漢文和化の道をたどる資料となりうるのではないかと、この当初の目的は、ある程度達成されたかと思う。今後はこのことを他の面からも調べてみる必要がある。また、本稿では、これまで調査されなかった「御」の動詞用法についてもある程度明らかにした。これまでの研究が、ほぼ敬語接頭辞用法に限られていた

六国史における「御」という字の動詞用法について

のは、調査資料を和文体・和漢混淆文体のものに限っていたからだと思います。確かに和文体・和漢混淆文体には敬語接頭辞用法が多い。したがって、その訓みや性格を明らかにするという目的で研究がなされたのである。ところが、漢文には動詞用法も多く、記録体では接尾辞用法が頻出している。この違いは、それぞれの文章でとりあげる内容の違いから来る面も多いことは確かであるが、それだけではなく、漢文・記録体・和文などの文体によって、その文字の使用規範の違いがあり、その規範遵奉の厳しさ緩みから来る面もあるということも考えてよさそうである。本稿では、そうしたことも併せて考えてみたいと思ったのであった。

注

- ① 伊吹和子「隆能源氏絵詞における『御』」(『国語国文』22―8)、榊原邦彦「平安時代の『御』について」(『名古屋大学「国語国文学」24)、新藤喜代子「敬語接頭辞『御』(オ・オン・ミ・ゴ・ギョ)について」(『国文日白』11)、堀井令以知「御の着脱について」(『愛知太学文学論叢』43)、国田百合子「敬語接頭辞『御』と女房語・婦人語との関係」(『国文日白』4)、毛利正守「動詞について」(『皇学館大学紀要』8)、大岩正守「御―用法と意味」(『国語学』52)などが、敬語接頭辞用法についての研究である。名詞用法については、阿部俊子「御考」(『学習院女子短期大学紀要』1)がある。

② 『漢字語源辞典』(学燈社) および『漢字と日本語』(秀英出版) 二六〇ページの要約。

③ 大野晋氏は、ヨサムと訓むのは一字一字訓む時に可能な訓みであっ

六国史における「御」という字の動詞用法について

て、天皇みずから天下を統治する場合シランメスと訓むのが自然な奈良時代の言い方であったろうとする。「アメノシタシランメシシの訓」

(『文学』43―4)

④ 『新訂増補国史大系日本書紀』頭注。

⑤ 日本古典文学大系『日本書紀』頭注。

⑥ 『大漢和辞典』による。

⑦⑧⑨ これらの漢語は『大漢和辞典』には見えないが、「転御」「廻御」

は続日本後紀などに見られ、「徒御」の動詞用法(徒歩でいえます)は続日本紀にある。

⑩ 「御字」用字考」(『国語国文』昭8・6)

⑪ 林屋辰三郎『古代国家の解体』(東京大学出版) 81・82ページなど。